

# ケアマネジャーによる「人生会議（ACP）」促進事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、在宅医療における「人生会議（ACP）」の促進を図るため、ケアマネジャーが ACP の役割や場面に応じた ACP の伝え方・話し合いの進め方を学び、実践することができる「ケアマネジャーによる「人生会議（ACP）」促進基礎研修会・検討会、促進研修会」（以下、「促進会議」という。）の開催並びに、ケアマネジャー向け ACP 実施状況調査（以下、「調査」）業務を委託する事業者（以下、「受託者」）を公募により選定するために必要な事項を定めるものとします。

## 2 委託業務の概要

### （1）委託業務名

ケアマネジャーによる「人生会議（ACP）」促進事業

### （2）業務内容

別添仕様書のとおり

### （3）委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### （4）契約上限額

金 3,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格が設定されます。

## 3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画書を別紙 1 「審査基準」に基づく書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者とします。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合があります。

## 4 プロポーザルの申込み

（1）プロポーザルへの参加を希望される場合、別紙 2 「ケアマネジャーによる「人生会議（ACP）」促進事業公募型プロポーザル参加申込書」を令和 6 年 5 月 20 日（月）16 時必着で提出してください。（電子メール、ファクシミリでも可）

（2）プロポーザルに関する質問は、令和 6 年 5 月 15 日（水）16 時まで書面（電子メール、ファクシミリでも可。様式自由。）で受け付けます。なお、質問に対する回答は、原則として令和 6 年 5 月 17 日（金）16 時までに参加申込書を提出された各事業者に電子メールで回答します。

## 5 プロポーザル参加資格、条件等

### （1）単独企業

① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ③ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

## （2）共同企業体

- ① 各構成員が（1）に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

- ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- コ 解散後の瑕疵担保責任
- サ 取引金融機関
- シ その他必要な事項

## 6 企画書等の提出

プロポーザルへの参加申込みをされた事業者は、次のとおり企画書等を持参又は郵送にて提出してください。

### (1) 提出書類等

次の①～④の書類をセットにして10部（本通1部、写し9部）提出してください。

※ 提出書類等はすべてA4版とし、物品等の案は企画書に画像ファイルを貼りつけてください。

※ 提出書類は返却しません。

※ いずれも様式は任意とします。

#### ① 企画書 様式・枚数自由

ただし、以下の内容企画内容が分かるもの

ア ケアマネジャーによるACP促進基礎研修会・検討会について  
基礎研修会・検討会概要、内容・講師・会場の提案、マニュアル名の提案・マニュアルの構成案、業務スケジュール、工夫した点など企画内容が簡潔に分かるもの

イ ケアマネジャー向けACP促進研修会について  
促進研修会概要、内容の提案、業務スケジュール、工夫した点など企画内容が簡潔に分かるもの

ウ ケアマネジャー向けACP実施状況調査  
アンケート内容や収集方法など企画内容が簡潔に分かるもの

#### ② 経費見積書 様式自由

※ 2の(4)の金額の範囲内で促進会議及び調査に要する経費内訳がわかるように作成願います。

③ 実施体制（業務を実施するための社内外の実施体制及び配置担当者など）

④ 会社概要及び近年の類似事業実績等

### (2) 提出期限及び場所

① 提出期限 令和6年5月27日(月)16時必着

② 提出場所 富山県厚生部高齢福祉課地域包括ケア推進係

※ 上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

## 7 その他

(1) 企画提案は、各プロポーザル参加者とも1案とします。

(2) 次に掲げるものの提案は、無効とします。

- ① 県が指定した期日及び場所に提出しなかったもの
- ② 今回のプロポーザルに関する条件又は予め指示した事項に違反したもの
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (4) プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。
- (5) 委託候補者となった事業者と県は、企画提案の内容をもとに、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議・調整を行い、条件が整った場合に随意契約の手続を行います。
- (6) 委託料には、促進会議の開催及び調査に係る運営、資料等の作成・送付等に要する費用その他一切の費用を含むものとします。
- (7) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (8) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (9) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (10) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとします。

## 8 提出先・問合せ先

富山県厚生部高齢福祉課地域包括ケア推進係 若林・平瀬・中澤  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
TEL：076-444-3205 / FAX：076-444-3492  
E-mail：akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp